

令和2年度当初予算編成方針について

1 本市を取り巻く状況（経済状況と国の動向）

内閣府が公表した9月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としています。

こうした中、国は令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

また、地方については、地域の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進するとしたほか地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費において地域版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分へのシフトなど、地方財政に係る制度の改革を進めるとしています。さらに、業務改革の取組等の効果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ反映し、広域的に相互に連携する事業やスマートシティの推進など地域課題の解決に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討するとしています。

本市においても、こうした経済状況や国の施策の動向など、市の行財政運営に影響を与える環境の変化に的確に対応する必要があります。

2 本市の財政状況と今後の見通し

平成30年度決算においては、前年度と比べ、歳入では、地方交付税の減少により経常一般財源総額が減少しました。一方、歳出では、扶助費が約4%の伸び率となり、前年度に引き続き決算額が100億円を超えたほか、クリーンセンター包括委託契約の更改等に伴う経常的な物件費も約5億円増加し、依然として厳しい財政状況が続いています。

平成30年度決算を財政指標から見ると、財政力指数や財政の健全性や将来の安定性を表す財政健全化指標は良好な水準を維持しているものの、財政の弾力性を表す経常収支比率は、前年に比べて3.8ポイント上昇し、97.5%と県内でワースト2位の高い水準にあります。

さらに、中・長期的には生産年齢人口の減少による税収の落ち込み、高齢化の進展に伴う社会保障費や既存公共施設の更新・長寿命化対策経費の増加が予測されるほか、合併に伴う地方交付税の優遇措置が終了することから、安定的な市民サービスの提供や活力あるまちづくりを行うためには、経常経費のみならず、政策的経費の廃止や縮小、集約・統合による抜本的な見直しを行うことで財源を生み出し、真に必要な事業に配分することで持続可能な財政運営を確立していくことが必要です。

3 予算編成方針

令和2年度は、将来に向けた道しるべである「第2次那須塩原市総合計画前期基本計画」が4年目を迎え、計画の最終年度である令和3年度に向け、これまでに取り組んできた各施策の進捗状況や残された課題を的確に捉え、将来像の実現のために一段とスピードを加速させていきます。また、現在那須塩原駅周辺まちづくりビジョン有識者会議を行っており、持続可能なまちづくりに本格的に着手し推進する年となり、スピーディに取り組んでいく必要があります。

令和の新時代を迎え、那須塩原市誕生15年の節目の年となる令和2年度の予算編成に当たっては、本市ならではの豊かな地域資源や優位性を活かした施策を推進する一方、既存事業は聖域をつくることなく見直しを行い、前例踏襲という固定観念から脱却し、新時代における共生社会や令和にふさわしいまちづくりを図ることから、

令和2年度の事務事業推進のキーワードを『持続可能なまちづくり』

とします。

あわせて、中・長期的な展望に立って、財政の健全性と持続性を維持していくため、これまで進めてきた行財政改革を一層推進するとともに、事業のスクラップアンドビルドを徹底し、財源配分の効率化を図っていく必要があります。

各部等においては、予算編成の原則（総計予算、通年予算など）を順守するとともに、これらの点を十分に勘案し、次の諸点に留意の上、予算要求してください。

第1 継続実施している既存事業や経常経費は、実施成果を踏まえ、事業の廃止、縮小等を含めて聖域をつくることなく見直しを行い、真に必要な経費を見積もること。

なお、経常経費は、令和元年度当初予算額を限度とし、平成30年度決算や令和元年度予算の執行状況を分析し、縮減を図った上で要求すること。

第2 「重点再検討事業」として示された事業は、その事業のあり方を含め検討し、事業費等を精査したうえで要求すること。

第3 実施計画に計上された事業は、実施計画計上額を要求の限度額とし、徹底したコスト意識のもと優先順位、事業費等を精査するとともに、根拠データを検証し、取組の成果を明らかにして要求すること。

第4 限られた財源を最大限有効活用し、多様化する行政課題に対応するため、新規事業や事業拡充を要求する場合は、必ず既存事業を廃止や縮小、集約・統合することで財源を生み出すこと。

また、新規事業等は十分に熟度を高めてから要求するとともに、あらかじめ成果や実施期間などを明確にすること。

なお、政策的判断の必要な事業は、市長と十分な協議を行い、庁内の意思決定手続きを経た上で要求すること。

第5 行財政改革推進計画の実行計画を踏まえるとともに、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画など各種計画との整合を図り、予算要求すること。

また、施設等の計画的更新や長寿命化対策はもとより、施設再編等による総量削減の手法についても十分に検討すること。

第6 行政評価システムと連動した予算編成を行うことから、事務事業評価を行った事業は、評価結果を十分に踏まえて予算要求すること。

第7 社会情勢の変化等を踏まえ、経常経費を含む全ての事業費の総点検を行うため、前年度に引き続き、事業の必要性の再検証、執行実績に基づく金額の精査など、必要な経費を積み上げる「積上げ方式」による予算編成を行う。

第8 国の「新経済・財政再生計画」の取組を踏まえ、国・県の補助制度についての動向・情報を的確に把握し、制度の新設、変更、廃止等について特に注意すること。なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。

第9 事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、国・県等と緊密に連携し、導入可能な国・県補助金等を積極的に活用するなど、自らの事業は自らが財源確保するという意識を強く持って予算要求すること。

また、公民連携をはじめ、新たな資金調達的手法としてガバメントクラウドファンディング、環境債などを積極的に活用すること。

第10 市有財産の売却、貸付けなど利活用を積極的に検討・実施し、自主財源の確保に努めること。

第11 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整の上要求すること。また、庁内の複数部門で推進する必要がある事業は、部門間の調整を十分に行い、相互の重複を避け、適切に要求すること。

第12 「予算の再協議」は実施しないため、要求に際しては施策の実施に必要な経費を適切に見積もり、漏れのないように要求すること。